

栗原一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する計画

1 かこい

飛散防止及び周辺よりの立入防止を目的に、処分場周辺に目隠しフェンスを配置する。

高さ 1.8 m 延長 252.0 m 門扉 1 箇所

2 最終処分場の表示

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号)に準拠した立札を設置する。

3 沈下防止対策

谷戸部の軟弱地盤については沈下及び安定に問題があるため、セメント系の固化材による地盤改良を行い、沈下防止を行う。また、埋戻し材も固化材配合の改良を行い、埋め戻し後の沈下防止対策を併せて実施する。

4 悪臭防止対策

即日覆土を行い防止する。

5 害虫防止対策

即日覆土を行い防止する。

6 浸出水・地下水対策

(1) 最終処分場の周縁 2 箇所の地下水又は地下水集排水設備から採取された水の水質検査の実施

- ・地下水等検査項目を 1 年に 1 回以上測定・記録
- ・電気伝導率又は塩化物イオン濃度を 1 月に 1 回以上測定・記録
- ・ダイオキシン類濃度を 1 年に 1 回以上測定・記録

(2) 放流水の水質検査の実施

- ・排水基準に係る項目を 1 年に 1 回以上測定・記録
- ・水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素を 1 月に 1 回以上測定・記録